

電気通信市場検証会議（第37回）
NTTドコモ社によるNTTレゾナント社の吸収合併にかかる
当社意見について

2023年6月21日
楽天モバイル株式会社

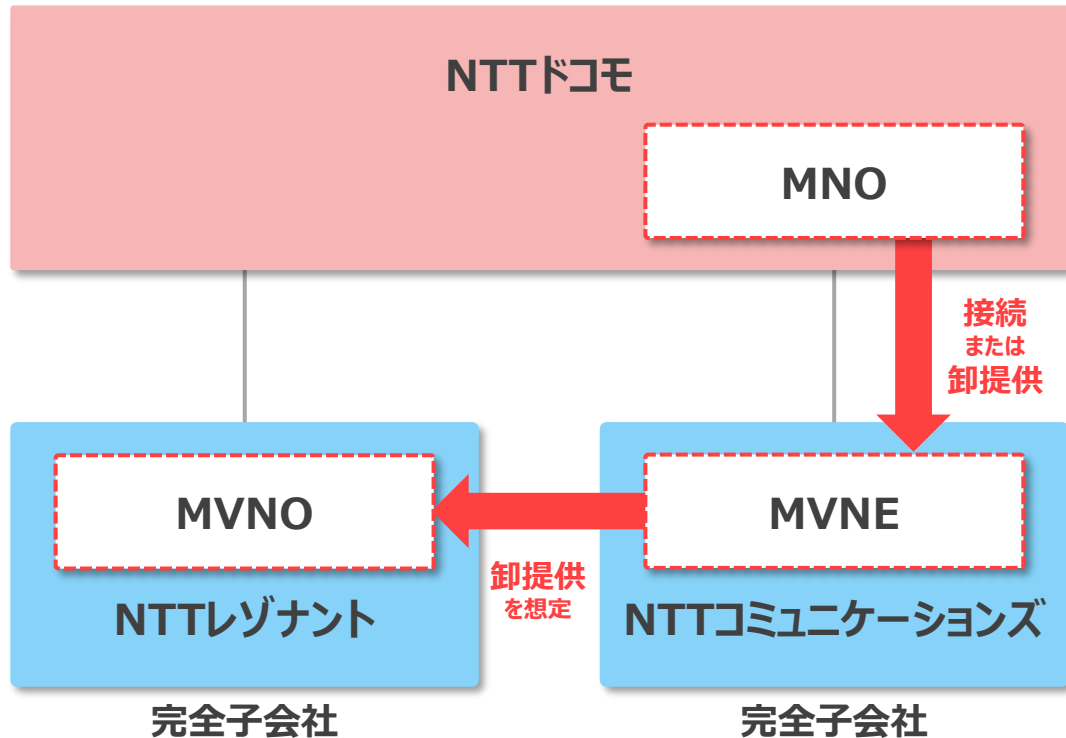
本日のご説明内容

- | | | |
|---------------------------------|-------|----|
| 1. NTTドコモ社によるNTTレゾナント社吸収合併の概要 | ----- | P3 |
| 2. 懸念①：NTTドコモ社における情報の目的外利用 | ----- | P4 |
| 2. 懸念②：NTTドコモ社内における不当な優先的取扱い | ----- | P5 |
| 3. 要望①：電気通信市場検証会議における透明性・実効性の担保 | ----- | P6 |
| 3. 要望②：NTTグループの不当な競争力拡大への注視 | ----- | P7 |

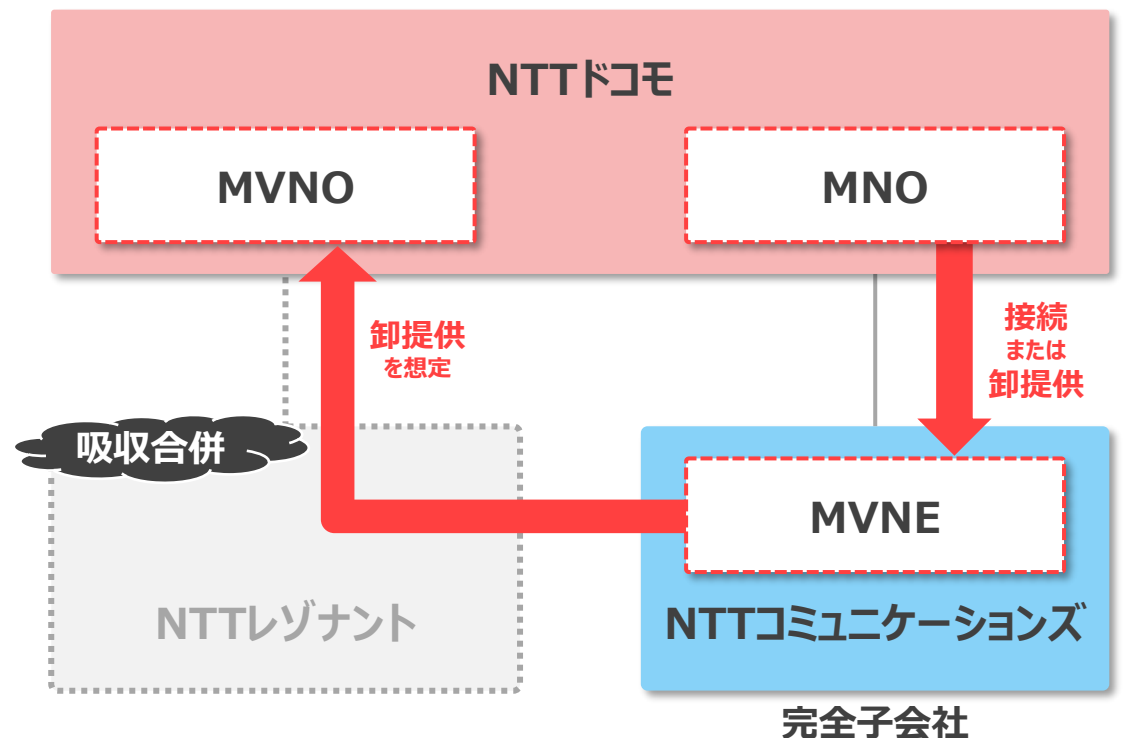
1. NTTドコモ社によるNTTレゾナント社吸収合併の概要

- 2023年7月1日付けでNTTドコモ社が、完全子会社であるNTTレゾナント社を吸収合併予定
- NTTレゾナント社がNTTコミュニケーションズ社より卸提供を受けて提供していると考えられるモバイルサービス(OCN モバイル ONE)は、吸収合併後は、NTTコミュニケーションズ社がNTTドコモ社へ卸提供し、同社がMVNOとしてサービスを継続することが想定される

現行



2023年7月1日以降（想定）



2. 懸念①：NTTドコモ社における情報の目的外利用

- NTTドコモ社はNTTレゾナント社を含むMVNOとの接続業務に関する情報の目的外利用が禁止されている
- 吸収合併後は、NTTレゾナント社に由来する接続関連情報が、禁止行為規制の対象から外れてしまうことが考えられ、NTTドコモ社により当該情報が接続目的外で利活用されてしまう恐れがある

禁止行為規制の内容

<接続業務に関し知りえた情報の目的外利用・提供>

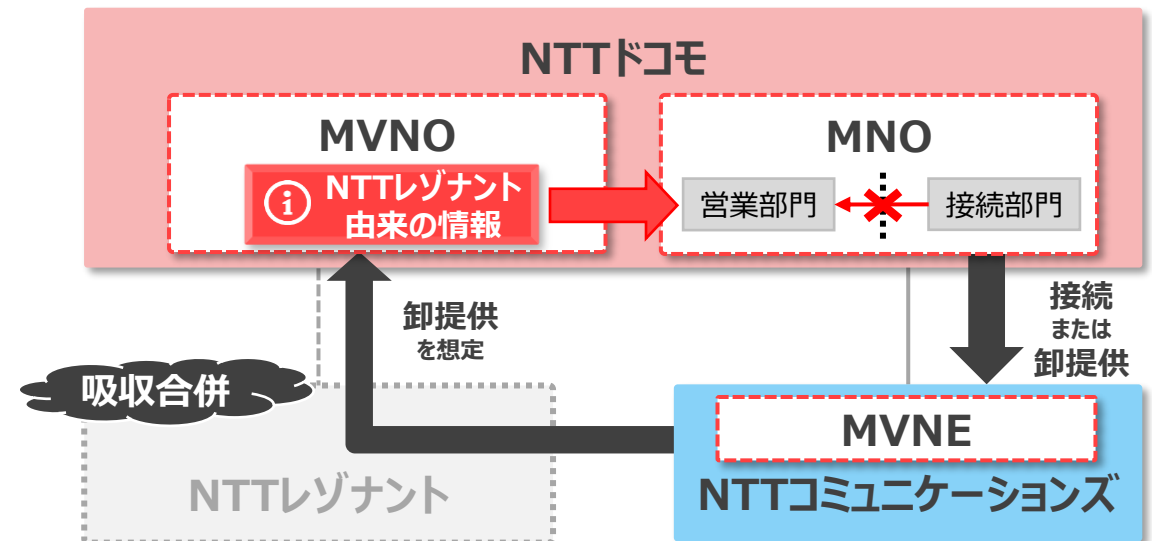
他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、本来の利用目的を超えて社内の他部門や他社に提供すること

情報の目的外利用・提供



対象事業者
【固定】：NTT東西
【移動】：NTTドコモ

吸収合併による懸念事項



【懸念事例】

- ・NTTコミュニケーションズ社の接続関連情報のうち、NTTレゾナント社に由来する情報（NTTコミュニケーションズ社の卸先MVNOにおけるサービス開発や経営戦略情報等）がMNOの営業部門に直接流入し利活用される等

2. 懸念②：NTTドコモ社内における不当な優先的取扱い

- NTTドコモ社の特定関係法人であるNTTレゾナント社も禁止行為規制の対象であるため、NTTドコモ社とNTTレゾナント社間での取引（営業活動に関連する取引等）においても優遇が禁止されている
- 吸収合併後は、当該取引はNTTドコモ社内に組み込まれ、社内MVNOに対する優遇の有無を把握することが困難となる

禁止行為規制の内容

<特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い>

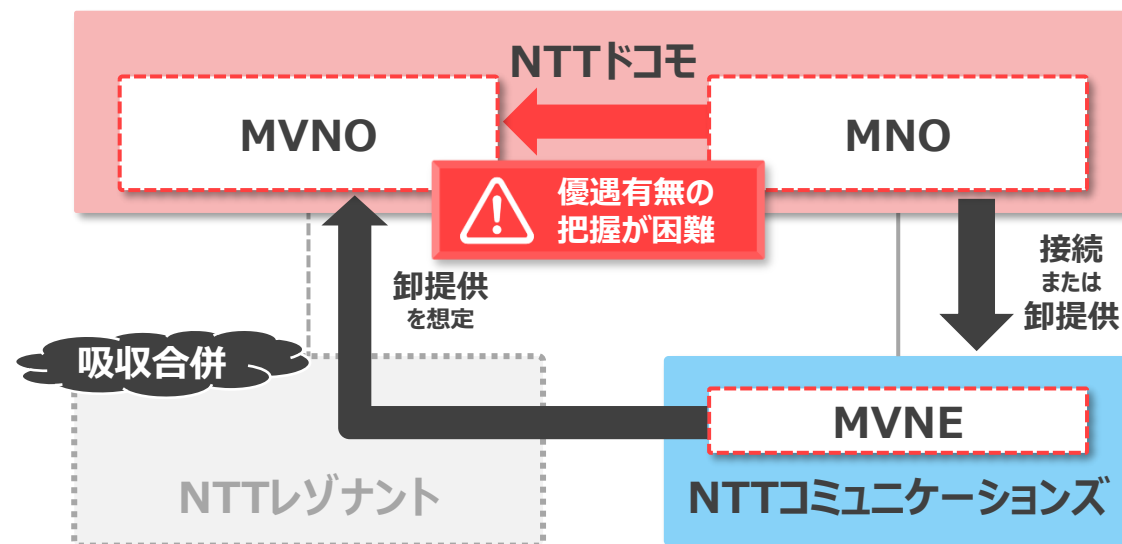
特定の事業者のみと連携し、排他的な取引をすること

不当に優先的な取扱い等



対象事業者
【固定】：NTT東西
【移動】：NTTドコモ

吸収合併による懸念事項



【懸念事例】

・NTTレゾナント社が提供していたMVNOサービス（OCN モバイル ONE）について、社内MVNOに対する優遇の有無を把握することが困難となり、MNO事業から社内MVNO事業に限定した金銭補助が可能となる 等

3. 要望①：電気通信市場検証会議における透明性・実効性の担保

- NTTグループに対する禁止行為規制については、対応策を速やかに検討するため、継続的に注視していくべきであるにもかかわらず、規制の潜脱の可能性について十分な検証がなされないまま7月1日付で吸収合併が実行されることを懸念
- 特に、NTTドコモ社は非上場企業のため情報開示が限定的であることや、市場検証会議におけるNTTグループの検証も位置付けが変更される方向であること等を踏まえ、検証の透明性・実効性についてより一層担保いただくことが必要

公正競争確保の在り方に関する検討会議（'21/10/11）

公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書

2021年10月12日

公正競争確保の在り方に関する検討会議

また、2③(d)のようにNTTグループ内での間接取引（例えば、NTTドコモからNTTコムを経由したNTTレゾナントへのMVNO卸取引）により、規律の対象とならないグループ会社を用いて、禁止行為規制等を潜脱するとの懸念が実態として現れたり、NTTグループ内の各社間の電気通信役員に係る取引関係に変化が生じたりした場合（例えば、NTTレゾナントがMVNOとして5万契約を超えるユーザー規模になり、NTTドコモの特定関係法人として追加指定される要件を満たす場合）には、必要に応じ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象となる特定関係法人の範囲の見直しや、特定関係事業者への追加的な指定など、実態に即した対応策について速やかに検討することが求められる。そのため、そのような実態が生じていないか、継続的に注視していくことが適当である。

同意

実態に即した対応策について速やかに検討することが求められる。そのため、そのような実態が生じていないか、継続的に注視していくことが適当である。

NTTグループに対する検証

R4年度市場検証（現行）

- ①電気通信事業分野における市場動向の分析
移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響

R5年度市場検証（変更案）

- ①電気通信事業分野における市場動向の分析
・ 重点的検証テーマ①（事業者アンケート、ヒアリング）

懸念
NTTグループに対する非公開ヒアリングの項目が削除され、他事業者同様の個社モニタリングに位置付けが変更

- 市場分析
- ②電気通信事業者の業務の適正性等の確認
 - ・ NTTグループに対する非公開ヒアリング
→ 禁止行為規制の遵守状況、NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等
 - ・ 未指定事業者に対する非公開ヒアリング
 - ・ 事業者アンケート

★電気通信市場検証会議を10月～翌年6月までの間、月1回程度開催（計7～8回）

- 市場分析
- ②電気通信事業者の業務の適正性等の確認
 - ・ 経営・財務状況及び業務運営・組織態勢の確認（縦軸担当によるヒアリング）
 - ・ 法令・ガイドラインの遵守状況や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の確認（事業者アンケート、縦軸担当によるヒアリング）
※必要に応じて市場検証会議でヒアリングを実施

★電気通信市場検証会議を9月～翌年6月までの間、計3～4回程度開催

（出典：2023年4月24日 電気通信市場検証会議（第36回）会議資料）

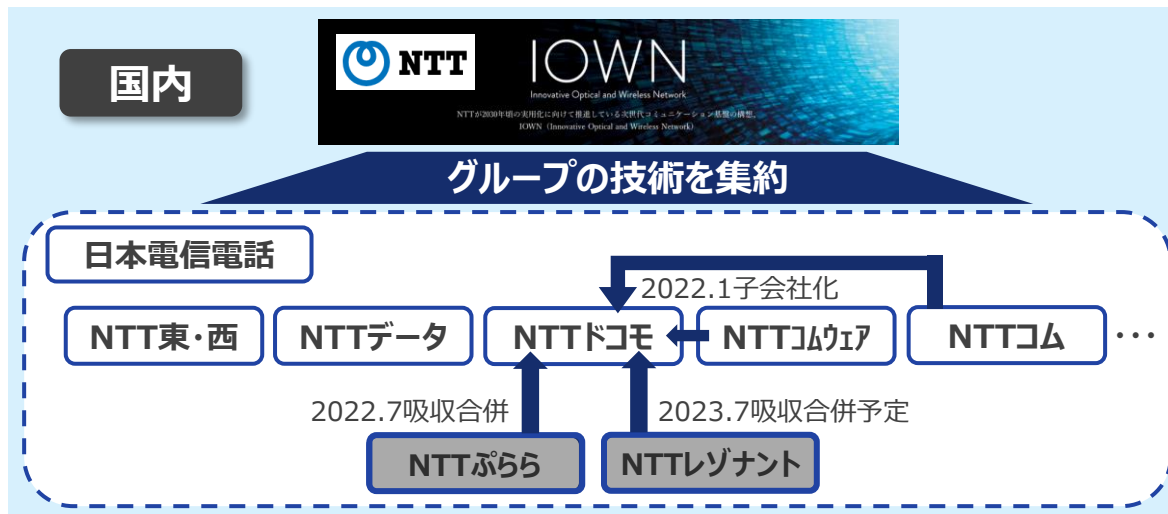
NTTグループに対する個別ヒアリングの実施を明記いただいた上で、合併等の連携強化については事前に検証を実施することを明確化いただく等、より透明性・実効性のある検証を検討いただきたい

3. 要望②：NTTグループの不当な競争力拡大への注視

- 今後、NTTグループ内の合併や連携強化が進み事実上の一体化を背景に海外展開し、その利益・ノウハウがNTTグループ内のみ還元された場合、他事業者が太刀打ちできないほど国内での市場支配力を強める懸念がある
- 電気通信市場における公正競争環境の確保の観点からNTTグループの動向を注視する必要があることに加え、それ以外の観点での議論（政府によるNTT株売却等）を端緒としたNTT再編や規制緩和にも留意が必要

NTTグループの今後に対する懸念

1 事実上の一体化を背景に次世代ネットワーク基盤を構築



海外展開

- ##### 2 事実上の一体化を背景にした海外展開の結果NTTグループだけが国内外での競争力を高め他事業者が太刀打ちできないほど市場支配力を強める懸念



利益・ノウハウをNTTグループ内のみ還元

電気通信市場における公正競争環境の確保の観点からNTTグループについて動向を注視いただくとともに、それ以外の観点からグループ再編や規制緩和等が検討される場合も十分な議論がなされるようにしていただきたい

Rakuten Mobile